ソ連における人権とCSCE

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 外池, 力 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15421

ソ連における人権とCSCE

外　池　　力

1992年7月10日に，ヘルシンキにおける首脳会議で宣言と文書を採択したCSCE（全欧安保協力会議）

は，1975年のヘルシンキ会議(正確にはその準備段階)に始まる従来のCSCEプロセスと区別するため，一般にヘルシンキⅡと呼ばれている。このCSCEの性格の変化は，冷戦終結後の欧州の新たな状況に対応したものである。西欧は，東側からの脅威ではなく，数多くの新しい国家を抱えた旧ソ連・東欧内での民主主義体制や市場経済への移行に起因する不安定さによる脅威に直面することになった。CSCEは，政治的，イデオロギー的対立下での交渉，議論，説得の場であった「会議の連続体」から，多元主義デモクラシーという価値観を共有した「穏やかな地域的安全保障会議」に変化しつつある。その中でCSCEは，常設機関化という方向を明確にする一方で，これまで厳密に国際法として諸規定を適用するのではなく，対立を前提とした政治的なギブ・アンド・テイクに固執してきた手法も，その是非が問われてきている。

もともと多様なテーマに関する「会議の連続体」が，各種の制度とメカニズムをもつ機関となったため，本研究の中心課題である人権もしくは人的次元（Human Dimension）の分野でも，ODIHR（民主制度・人権事務所）などの機関による分業化と専門化が進行している。しかしこのような傾向は，Counsil of Europeなどの他の国際機関との役割分担をはっきりさせる必要を生じさせただけでなく，CSCEの売り物だった，安全保障，経済協力，人権などのリンケージによる包括性安全保障についても再検討を迫っている。

旧ソ連・東欧諸国や中立諸国，そして小国の多くが，アメリカやその他の西欧の大国と対等に活動しえる機関としてのCSCEは，欧州に生じた新たな問題に，意欲的に取り組んでおり，その姿勢は，何もアジア安保の可能性と結びつけなくとも，われわれが学ぶ点は数多い。今年度は以上のように，ヘルシンキⅡを中心に研究を進めながら，CSCEプロセスにおける人権について，様々な角度から考察した。